

《成績評価に関する質問・疑問の受付について》

1. 教養教育科目に関して、成績開示後、開示された成績に質問・疑問等がある場合は、当該授業担当教員に質問等を行うことができます。
2. 「岡山大学教養教育科目における成績評価異議申立に関する要項」に基づき、異議を申し立てることができますので、一般教育棟A棟2階学務企画課教育支援グループ（2番窓口）にその旨を申し出てください。
3. 上記に関わらず、成績評価に関する質問・疑問等がある場合には、一般教育棟A棟2階学務企画課教育支援グループ（2番窓口）にその旨を申し出てください

岡山大学教養教育科目における成績評価異議申立に関する要項

〔平成27年 7月13日〕
学 長 裁 定
改正 平成28年 5月24日
令和 4年 3月19日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学（以下「本学」という。）の学生が、当該学生が履修した教養教育科目に係る成績評価に対し異議申立を行う場合の手續について、必要な事項を定めるものとする。

(異議申立事由)

第2条 学生は、当該期の教養教育科目に係る成績評価について、次の各号の一に該当する場合に、教育推進機構長（以下「機構長」という。）へ異議を申し立てることができる。

- 一 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- 二 シラバス又は担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
- 三 その他異議申立を行うにあたり合理的又は客観的な根拠があると思われるもの

(異議申立手續)

第3条 異議を申し立てようとする学生は、教養教育科目の成績評価についての異議申立書（別紙様式1。以下「異議申立書」という。）を学務部学務企画課に提出しなければならない。

- 2 異議申立ができる期間は、当該成績評価の開示日から原則として8日以内とする。
- 3 学生からの異議申立があった場合、機構長は異議申立書の写しを当該授業担当教員に送付する。
- 4 当該授業担当教員は、速やかに、教養教育科目の成績評価についての異議申立に係る回答書（別紙様式2。以下「回答書」という。）により、機構長へ回答する。
- 5 機構長は、当該授業担当教員から提出のあった回答書の内容を調査・確認し、必要と認めるときは、当該授業担当教員からさらに詳細な説明を求め、又は成績評価の訂正を求めることができる。
- 6 機構長は、異議申立書を受理した日から原則として8日以内に、当該異議申立の結果を文書により学生へ回答するものとする。

附 則

この要項は、平成27年7月13日から施行し、平成27年度後期開講科目の成績評価から適用する。

附 則

この要項は、平成28年5月24日から施行し、平成28年度第1学期開講科目の

成績評価から適用する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度第1学期開講科目の成績評価から適用する。

